

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 平成15年7月4日条例第29号 (罰則) 第35条 第33条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>○川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 平成15年7月4日条例第29号 (罰則) 第35条 第33条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p>